# 社宅規程

## 第1条（目的）

本規程は、従業員の福利厚生の一環として社宅を貸与する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

本規程において「社宅」とは、会社が契約し、または所有する住宅であり、従業員に貸与するものをいう。

## 第3条（適用対象）

本規程の適用対象は、会社が認めた正社員または役員とする。

## 第4条（賃料等）

社宅の貸与にあたり、従業員は、当該物件ごとに別途定める算定方法に基づき決定した社宅使用料を会社に支払うものとする。

## 第5条（光熱費等）

社宅に係る電気、ガス、水道等の光熱費及びその他の維持費用は、従業員の負担とする。

## 第6条（使用上の注意）

従業員は、善良なる管理者の注意義務をもって社宅を使用しなければならない。故意または過失により社宅を損傷した場合は、従業員の責任において原状回復を行うものとする。

## 第7条（返還）

従業員が退職または異動等により社宅の使用を終了する場合は、速やかに社宅を明け渡さなければならない。